

昭和51年分農業所得標準は、1月31日県下一斉に発表されました。本年は、冷害を反映して、水稻では収量で59キロ、所得で5,261円の減となり、その他でも大半が前年を下回りました。月潟村に適用される標準は、次のとおりです。

1 水稻 (10 a 当)

2 普通烟 (10 a当)

| 区分 | 収入内訳 | | | 必要経費 | | | | | | 差引 所得 | |
|----|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|--------|
| | 収量 | 作割 | 収入金額 | 公租公課 | 種苗代 | 肥料代 | 農具費 | 償却費 | その他 | | |
| 計 | | 133.9 | 64,371 | 1,728 | 9,912 | 7,918 | 2,056 | 2,563 | 7,989 | 32,166 | 32,205 |

| (収量10a当) | 収入 | 内訳 |
|----------|--------|--------|
| ばれいしょ | 1,151K | 21.9 |
| 甘 しょ | 1,221" | 5.1 |
| 雑 こく | 78' | 28.3 |
| 野 菜 | 1,617" | 78.6 |
| | | 47,153 |

共同納税相談の実施

| 共同納税相談日程 | | | | | 昭和五十一年分所得の申告（所得税、村県民税）をしていただけ ど、期がきました。 | | 得（地代、家賃、配当、外交員報酬等）について昭和五十一年 | |
|----------|----------------|-----|------------------------------------|--|---|---|--|--|
| 月 日 | 時 間 | 場 所 | 区 域 及 び 対 称 者 | | 税務課では次により所得税、村 県民税の納税相談を実施いたしま すので、日程により会場へお出で くださいるようお知らせします。 | 分の確定申告をしない方。 ④ 給与所得者で二ヶ月以上から の給与（年末調整をした前職分 の給与を除く）所得があり昭和 五十五年分の所得税の確定申告 をしない方。 | ⑤ 昭和五十一年中に退職し、昭 和五十二年一月一日現在給与の 支給を受けていない方。 ⑥ 昭和五十一年中に所得税の源 泉徴収を受けなかつた賃金所得 のある方。（農業専従者で日雇 所得のある方） | |
| 3月1日(火) | 午前9時 ~午後4時 | 月寿荘 | 東長島、釣寄新 | | 所得税、村県民税の申告は二月 十六日から三月十五日までです。 | | | |
| 3月2日(水) | " | " | 釣 寄 | | 二、村県民税の申告義務者 | | | |
| 3月3日(木) | " | " | 木 滑 | | 昭和五十二年一月一日現在、月 漏村に住所を有するもので次に該 当するもの。 | | | |
| 3月4日(金) | 午前10時 ~午後3時 | " | 税務署より通知があ つた方（所得税、譲 渡所得、贈与税） | | 昭和五十一年中に營業、農業 等の事業を営んでいる方で昭和 五十一分の所得税の確定申告 をしない方。 | | | |
| 3月7日(月) | 午前9時 ~午後4時 | " | 大別当 | | 昭和五十一年中に地代、家賃 等の収入があつて昭和五十一年 分の所得税の確定申告をしない方 給与所得者の確定申告をしない方 給入のあつた給与所得以外の所 | | | |
| 3月8日(火) | " | " | 上曲通 | | ③ (1)印鑑。(2)生命保険料及び損害 保険料の支払証明書等。(3)小規 模企業共済組合の支払証明書。 (4)医療費控除を受けようとする 方は、医療費の領收証。(5)給料 報酬等の支給を受けている方は 源泉徴収票 | | | |
| 3月9日(水) | " | " | 西普場 | | | | | |
| 3月10日(木) | " | " | 月 脅 (役場より上町) | | | | | |
| 3月11日(金) | " | " | 月 脅 (役場より下町) | | | | | |
| 3月12日(土) | 午前9時 ~午後0時 | " | 下曲通 | | | | | |
| 3月13日(日) | " | " | 定められた日に都合 のできない方 | | | | | |

2月10日

広報つきがた

三役の給料並びに議會議員の報酬を定める場合には、月漏村特別職報酬等審議会に諮問することになつております。昭和52年度の額を諮問するため、1月21日次の方々を委員に任命しました。

1月25日月寿莊で開催、渡辺潤氏を全長に互選、諮問のありました件について審議の結果次のようないつも申されました。

社会福祉に寄附

国民年金の保険料が
2,200円になります！

（敬称略）
国民年金コーナー
登石栄作　渡辺潤　北助藏　小林辰次　五十嵐タケ
和平信平
現在、国民年金の保険料は、定額保険料が一ヶ月一、四〇〇円、附加保険料が一ヶ月四〇〇円ですが、この四月から定額保険料のみ一ヶ月二、二〇〇円に改定されます。
加入者は、所得の高い人や低い人などその階層は非常に複雑です。このような特殊性を考えて国民年金の保険料は、急激な負担増をさしひかえ、毎年、徐々に引き上げるという
に任命しました。

| | | | |
|--|----|-------|-------|
| 一、三役の給与 | 村長 | 月額 | 三一〇千円 |
| 助役 | 月額 | 二五一千円 | 二二六千円 |
| 収入役 | " | " | " |
| 議長 | 月額 | 八三千円 | |
| 副議長 | 月額 | 七一千円 | |
| 議員 | " | 六五千円 | |
| 三、議会議員の報酬 | | | |
| 今度の改定は、昨年の制度改善にともなうアップということですが引き上げ幅については、これまでの考え方につたってゆるやかに給付水準に見合った負担をしていただくということにしておきます。 | | | |
| したがつて、以後も毎年、保険料の改定が行われることになりますが、第一段階の月二、二〇〇円でも非常に高くなつたという感じをもたれるかもしれません。 | | | |
| しかし、サラリーマンの年金である厚生年金では、月給十万円の人は月四、五五〇円、月給二十万円の人は月九、一〇〇円の保険料を負担しています。 | | | |
| これらのことと比較して考えてみますと、国民年金の保険料は特 | | | |

社会福祉に寄附 小林さん 大字月潟の小林辰次さんは、昭和五十二年度特別職報酬審議会委員に任命され、報酬（二千五百円）を支給されました。これを村を社会福祉に役立てほしいと村社会福祉協議会に寄附されました。協議会では有効に使用させて頂きました。ありがとうございました。

上昇となつて、いることがおわかりいただけるでしよう。

国民年金をよりよい制度にするために、また制度を将来にわたつて健全に運営していくためになわれる今後の保険料改正について、みなさんの理解と協力をお願ひします。

新潟県国民年金保養センター 愛称決定

かねてより、いでの湯の里「湯之谷温泉郷に建設中の保養センターの愛称がこのほど決定されました。応募作品も三八〇件に達し、審査委員会による選考の結果、「こじ」と決定しました。

完成のあかつきにはぜひ、ご利用ください。

特別職の報酬等答申

報酬を――

2ヶ月に改める。
四、改正の時期
昭和52年4月1日

県内の最低賃金が十二月から別表のとおりアップになりました。
使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなくてはなりません。

最低賃金は2,048円に!! (12月から)

| 最低賃金の名 | 最低賃金額 | 除外賃金 | 追加又は除外の産業職種等 | 効力発生日 |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------------|---|----------|
| 新潟県 最低賃金 | 1日 2,048円 (週・月) 1時間 256円 | 精皆勤手当 通勤勤々 家族々 | | 51.12.22 |
| 新潟県 充業・小売業 最低賃金 | 1日 2,200円 (週・月) 1時間 275円 | 精皆勤手当 通勤勤々 家族々 | ①飲食店を除く ②清掃、片付け、 購いの業務に 主として従事 する者を除く | 51.12.22 |
| 新潟県 料品製造業 最低賃金 | 1日 2,250円 (週・月) 1時間 282円 | 精皆勤手当 通勤勤々 家族々 | | 51.12.30 |

古い家庭配置薬品にご注意！

家庭配置薬品には、相当古いものや、製造中止になったものをそのままにしている業者があるようです。次のこととに注意してください。

△ 医薬品は、使用方法を誤ると危険です。説明書や注意書きをよく読んで、正しく使用しましょう。

長期間（五年くらい）入れ替くわしくは、保健所へご照会下さ。

他の業者であっても、巡回のとき引きとつてもらって下さい。

古い家庭配置薬には、相当古いものや、製造中止になったものをそのままにしている業者があるようです。次のことについてください。

他の業者であっても、巡回のとき
に引きとつてもらつて下さい。